

令和7年度

町民税・県民税の特別徴収制度(給与天引き)の手引き

1. 基本的な事務の流れ



ア 市町村からの「特別徴収税額の決定通知書」の送付

このたび、津南町に居住している従業員の1年間の町民税・県民税額を計算し、毎月の特別徴収税額(給与から天引きする額)が記載された「特別徴収税額決定通知書」(事業主用・従業員用の2種類)を送付しました。

茶色枠の用紙が事業主用となりますので、内容をご確認ください。

※すでに退職した方、特別徴収できない方が含まれている場合は、お早めにご連絡ください。

イ 従業員への「特別徴収税額の決定通知書」の配布

青枠の用紙(または従業員様宛ての封筒)が従業員用の「税額決定通知書」です。こちらは下記のとおり、遅くとも6月の給与支払時までには従業員に配布してください。

青枠の用紙…個人ごとにミシン目で切り離してシールをはがずに配布
従業員様宛て封筒…開封せずにそのまま配布

従業員用の「税額決定通知書」には、毎月の給与から天引きされる税額が記載されていますので、その旨を周知してください。

ウ 町民税・県民税の給与天引き

事業主用の「税額決定通知書」に記載してある、月ごとの従業員の町民税・県民税を毎月の給与から天引きしてください。

※このたび通知した令和7年度町民税・県民税は、令和7年6月支払い分の給与から天引きを開始し、令和8年5月支払い分まで、年12回に分けて天引きしてください。

工 町民税・県民税の納入

給与から天引きした従業員の町民税・県民税を、同封した納入書（12枚+予備2枚）により、一括で翌月の10日までに下記の納入場所から津南町に納めてください。

※ 令和7年度最初の納期限は、【6月分】令和7年7月10日（木）です。

※ 当町様式の納入書が不要の事業者様には、納入書を送付していません。

※ 納期限を経過して納入した場合、督促手数料及び納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、法律に規定された計算方法により、延滞金が課される場合がありますのでご注意ください。

納入場所

第四北越銀行、大光銀行、ゆきぐに信用組合、新潟県労働金庫、魚沼農業協同組合、津南町役場会計班

ゆうちょ銀行・郵便局

※ 上記以外の金融機関でも納入できますが、別途手数料が生じる場合があります。

《ゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合の注意点》

ゆうちょ銀行および郵便局で同封の納入書にて納入する際、下記の点にご留意のうえ、納入をお願いします。

(1) 新潟県または長野県内のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合

手続きは不要です。同封の納入書をご利用ください。

(2) 新潟県または長野県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合

- ① 前年度までに既に「**指定通知書(※)**」を提出済みの場合は、手続きは不要です。同封の納入書をご利用ください。
- ② 初めて利用するゆうちょ銀行・郵便局に「指定通知書(※)」を提出することで、同封の納入書により納入することができます。

※ ゆうちょ銀行・郵便局に提出する「指定通知書」は、必要な場合に別途お送りします。お手数ですが、津南町役場 税務町民課 税務班 までご連絡ください。

※ 前年以前に「指定通知書」を提出したゆうちょ銀行・郵便局と異なるゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、上記②の手続きを再度行う必要があります。「指定通知書」を改めてお送りしますので、ご連絡ください。



参考：納期の特例

原則として、特別徴収は年12回に分けて毎月納めていただくことになっていますが、給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業所に限り、市町村に申請書を提出し承認を受けた場合に、毎月天引きした税額を年2回に分けて市町村に納付できる「納期の特例制度」をご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

- 6月～11月分 …………… 納期限：12月10日まで
- 12月～翌年5月分 …………… 納期限：翌年6月10日まで

2. 特別徴収税額に変更があった場合

特別徴収税額を通知した後に、異動（退職・休職・転勤など）があった場合または特別徴収税額等の課税内容に変更が生じた場合には、津南町から「町民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」および「町民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」をお送りします。

つきましては、「町民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」は、開封せずに従業員（納税者）にお渡しいただくとともに、変更月以後については、変更通知書に記載された変更後の月割額を徴収し納入をお願いします。

《注意点》

- 「一括徴収」・「転勤」・「普通徴収切替」の方の変更通知書（納税義務者用）は送付しません。
- 変更通知書（特別徴収義務者用）には、変更のあった従業員の氏名、住所、税額のみ記載されています。
- 従業員が申告等をしたことにより、税額が減少して還付金が発生する場合は、従業員本人と手続きを進めさせていただきます。事業所を経由して還付する必要がある場合は、ご連絡ください。

3. 必要な届出について（様式は、津南町ホームページに掲載しています。）

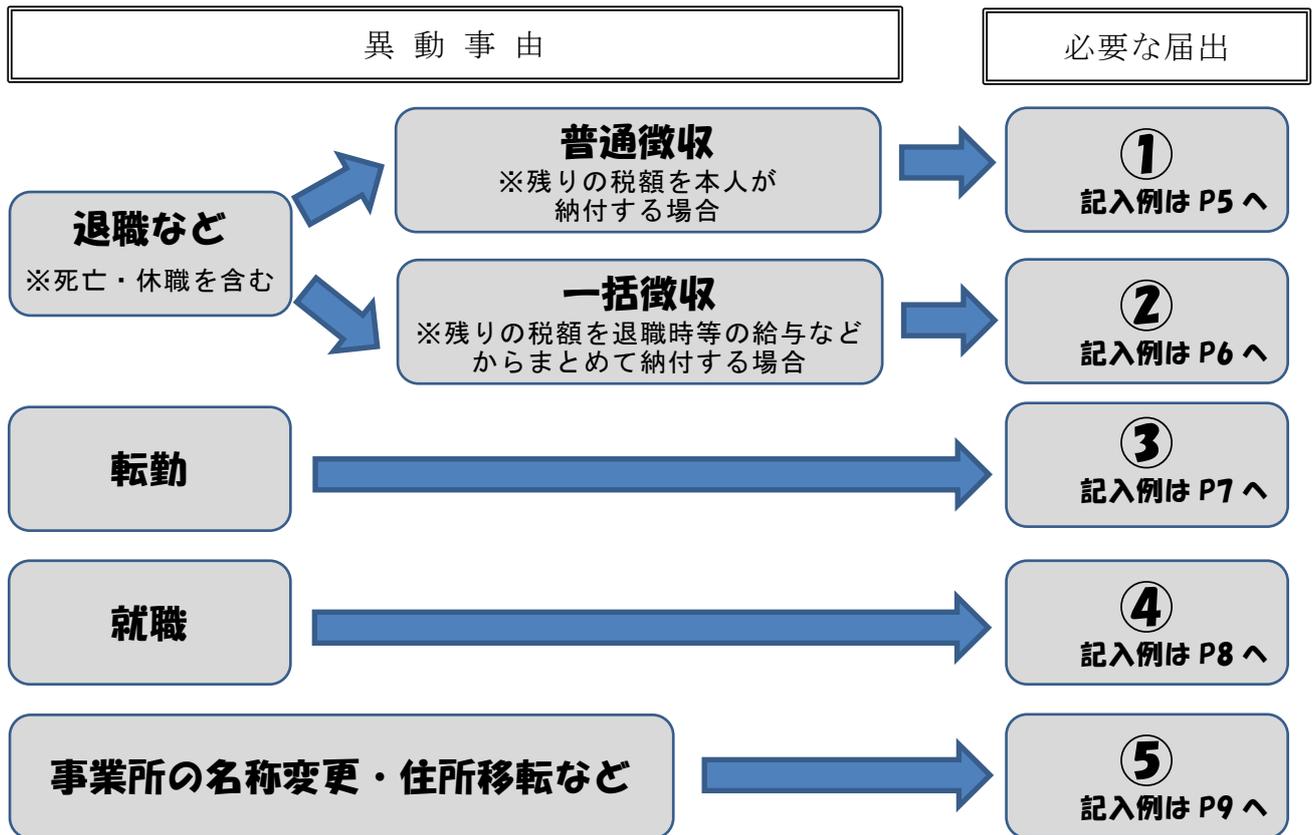
事業所の名称変更・住所移転等があったときや従業員等が異動（退職・休職・転勤など）し給与の支払いを受けなくなったときは、異動届出書等を津南町役場 税務町民課税務班までご提出ください。

必要な手続きについては、「必要な届出のフローチャート」を参考にしてください。

従業員のかたに異動（退職・休職・転勤など）があった場合は、異動事由が発生した日の属する月の翌月5日まで（必着）に異動届出書の提出をお願いします。



必要な届出のフローチャート



退職・休職者の町民税・県民税の徴収方法

退職・休職者に給与から天引きしていない税額（未徴収税額）がある場合は、次のように取扱いをお願いします。

① 6月1日から12月31日までに退職等をした方

未徴収税額は普通徴収（本人からの直接納付）に切り替わりますので、町から本人あてに納付書を送付します。

※未徴収税額分について、本人が給与天引きを希望する場合は、最後に支払われる給与や退職金などから一括して天引きし納付いただくこともできます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした方

法令により未徴収税額を5月31日までに支払う給与や退職金などから一括して天引きし、納入いただく必要があります。

※5月31日までに支払う給与や退職金の額が、未徴収税額に満たない場合を除きます。その場合は町から本人あてに納付書を送付します。

② 退職や休職等により給与天引きできなくなった場合（残りの税額を一括して徴収・納入する場合）

町民税・県民税を給与天引きしている従業員が、年の途中で退職等により給与天引きできなくなった場合で残りの税額を一括して徴収・納入する場合は、同封した「給与と所得者異動届出書」を津南町役場 税務町民課 税務班に提出してください。記入例は下記のとおりです。

記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

①異動があった場合は、すみやかに提出してください。

新潟県中魚沼郡津南町長 殿 令和〇年 〇月 〇日提出	所在地 〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊〇〇番地	特別徴収義務者 指定番号 宛名番号	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
フリガナ カブシキカイシャ ツナンマチ	フリガナ 株式会社 津南町	所属 給与担当	津南 次郎
氏名又は名称 株式会社 津南町	氏名 津南 次郎	担連 当給者先 電話	025-〇〇〇-〇〇〇 内線(〇〇〇)
個人番号 又は法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	一人用番号の記載に当たっては、 左隣を空欄とし右詰めにて記載		

フリガナ ツナン ハナコ	フリガナ 津南 花子	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名 津南 花子	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日	120,000 円	40,000 円	80,000 円	令和4 年 9 月 30 日	1. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 支払少額・不併 5. 文書 6. 合 7. 事由・理由	2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	個人番号	6 月から 9 月まで	10 月から 5 月まで	令和4 年 9 月 30 日	1. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 支払少額・不併 5. 文書 6. 合 7. 事由・理由		2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
受給者番号 〇〇〇〇〇〇〇	1月1日 現在の住所 津南町大字下船渡〇〇〇番地	※1月1日現在の住所と違う場合に記入し てください。					

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称	連絡先 電話	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入
						1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和4年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9 月 25 日	80,000 円	

3. 普通徴収の場合

理由	※市町村記入欄
1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

一括徴収の場合は、【2】を記載してください。

9月末退職で9月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を、10月分で一括して納入する場合。

(ア)年税額 120,000 円 (6月～翌年5月分)
(イ)徴収済額 40,000 円 (6月～9月分)
(ウ)未徴収税額 80,000 円 (10月～翌年5月分)
↑ 一括徴収額 (納入額を同額)

一括徴収の場合は、こちらの欄の記載をお願いします。また、一括徴収した税額を納入する月を必ず記載してください。

④就職等により年度の途中で特別徴収を開始する場合

年度の途中からでも、特別徴収を開始することは可能です。新たに特別徴収を開始する従業員について、「町民税・県民税の特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入のうえ、津南町役場 税務町民課 税務班に提出してください。

記入例

新規事業所（津南町での特別徴収が初めて）の場合は、新規に○をしてください。

町民税・県民税の特別徴収への切替申請書

令和○年○月○日 提出 津南町長 宛て	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊○番地		特別徴収義務者指定番号	新規	○○○○○○○	
		名称 (氏名)	株式会社 津南町		新規の場合…納入書（必要・不要）			
		代表者の 職氏名	代表取締役 津南 太郎		担当者 連絡先	係	給与担当	
		法人番号			氏名	津南 次郎		
				電話	025 (○○○) ○○○○			

給 与 所 得 者	住所	津南町大字下船渡○○○番地		普通徴収 納付状況	普通徴収（個人で納付）により 〔 1・2 3・4 〕 期まで納付済み ※期別を○で囲んでください。			
	フリガナ	ツナン ハナコ		特別徴収 開始月	9 月分（翌月10日納入期限分）から 特別徴収（給与天引き）を開始します。			
	氏名	津南 花子		届出理由	1 入社 2. その他（ ）			
	生年月日	昭・平 ○○ 年 ○ 月 ○ 日		月割額 の連絡	※必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 【電話連絡】通知書が間に合わない場合のみ連絡します。			
	受給者番号 (*)	△△△△△△△						
	個人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○						

*受給者番号は、特別徴収税額通知書に記載が必要な場合のみ記入してください。

入社等により9月分から特別徴収を開始する場合。
 <<注意>>
 普通徴収から特別徴収へ切替を行う場合、**納期限を過ぎて
 いるものについては、切り替えることができません。**その
 ため、ご本人に納付していただくこととなります。

受給者番号が必要な場合のみ記入してください。
 不要な場合は、空欄のままで構いません。

特別徴収事務が間に合う（可能）
 な月を記入してください。

4. 退職手当等に対する町民税・県民税の特別徴収について

退職所得にかかる町民税・県民税は、勤続年数に応じ所得割額が計算されます。退職手当が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当支払額から町民税・県民税を天引きして翌月 10 日までに市町村に納入してください。

津南町に納入の際は、「津南町個人町民税個人県民税納入書」の表面「退職所得分」欄に退職手当等から差し引いた税額を記入して、納入ください。また、納入書裏面の「退職所得に係る町民税県民税納入申告書」に必要事項を記入してください。

※退職手当が支払われた年の 1 月 1 日時点において、従業員のかたがお住まいの市町村に納入します。

● 税額の計算

(1) 退職所得の金額

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※ただし、役員等（注）としての勤続年数が 5 年以下のかたに、その役員等の勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、上記計算式の $\times 1/2$ の措置はありません。また、勤続年数が 5 年以下の役員等以外のかたについても、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超える部分について、上記計算式の $\times 1/2$ の措置が適用されないこととなりました。

（注）ここでの「役員等」とは次に掲げるかたをいいます。

1. 法人税法第二条第十五号に規定する役員
2. 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
3. 国家公務員及び地方公務員

(2) 退職所得控除の計算

勤続年数に応じて、次の算式によって計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下の場合	40 万円 \times 勤続年数 (80 万円に満たないときは 80 万円)
20 年を超える場合	800 万円 + 70 万円 \times (勤続年数 - 20 年)

※在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記控除額に 100 万円が加算されます。

(3) 税額の算出方法

次の算式によって計算します。

退職所得金額 (1,000円未満の端数切捨て)	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		町民税	県民税		町民税額	県民税額
		6%	4%		(100円未満切捨て)	(100円未満切捨て)

● 税額の計算例

勤続年数(※) 32年で18,649,732円の退職手当等を受けた場合

※退職手当等を計算するときに基礎とした年数ではなく、実際の勤続年数となります。
なお、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを1年に切り上げて計算してください。

・退職所得控除額

$$8,000,000 \text{円} + 700,000 \text{円} \times (32 \text{年} - 20 \text{年}) = 16,400,000 \text{円}$$

・退職所得の金額

$$(18,649,732 \text{円} - 16,400,000 \text{円}) \times 1/2 = 1,124,866 \text{円} \rightarrow 1,124,000 \text{円}$$

(1,000円未満切捨て)

・特別徴収すべき税額

$$\text{町民税額 } 1,124,000 \text{円} \times 6\% = 67,440 \text{円} \rightarrow 67,400 \text{円}$$

$$\text{県民税額 } 1,124,000 \text{円} \times 4\% = 44,960 \text{円} \rightarrow 44,900 \text{円}$$

$$\text{特別徴収すべき税額 } 67,400 \text{円} + 44,900 \text{円} = \underline{\underline{112,300 \text{円}}}$$